

佐賀県規則第44号

佐賀県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県クリーニング業法施行細則（昭和49年佐賀県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(書類の様式)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる届出及び申請は、それぞれ当該各号に定める様式によらなければならない。</p> <p><u>(1) 省令第6条第1項の規定による免許証の再交付の申請 様式第4号</u></p> <p><u>(2) 省令第8条の規定による免許証の訂正の申請 様式第5号</u></p> <p><u>(3) 省令第6条第2項、第9条又は第10条の規定による免許証の提出又は返納届出 様式第6号</u></p>	<p>(書類の様式)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる届出及び申請は、それぞれ当該各号に定める様式によらなければならない。</p> <p><u>(1) 省令第4条の規定による免許の申請 様式第4号</u></p> <p><u>(2) 省令第6条第1項の規定による免許証の再交付の申請 様式第5号</u></p> <p><u>(3) 省令第8条の規定による免許証の訂正の申請 様式第6号</u></p> <p><u>(4) 省令第6条第2項、第9条又は第10条の規定による免許証の提出又は返納届出 様式第7号</u></p>

様式第6号を様式第7号とし、様式第5号を様式第6号とし、様式第4号を様式第5号とし、様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号(第8条関係)

クリーニング師免許申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

氏 名

印

クリーニング師の免許を受けたいので、クリーニング業法施行規則第4条の規定により、関係書類及び手数料を添えて申請します。

本籍(都道府県名)	
住 所	
生 年 月 日	年 月 日
業 務 を 行 お う と す る 場 所	

添付書類

戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し(クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者については、戸籍謄本又は戸籍抄本)  
注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。